

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」  
概要

令和6年6月  
郵政行政部

## 1 背景・趣旨

- インターネットやSNSの普及等による郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、令和4年度の日本郵便の郵便事業の営業損益は民営化以降初めての赤字となり、今後の見通しも非常に厳しい。
- こうした状況から、今般、日本郵便から郵便料金変更の届出がなされ、令和6年10月1日から料金改定が行われる見込み。
- 一方で、上述の郵便料金の見直しを行ったとしても、継続的な郵便物数の減少等により、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通し。
- このため、今後も郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた上で、郵便料金に係る制度の在り方について検討を行うことが必要である。

## 2 検討項目

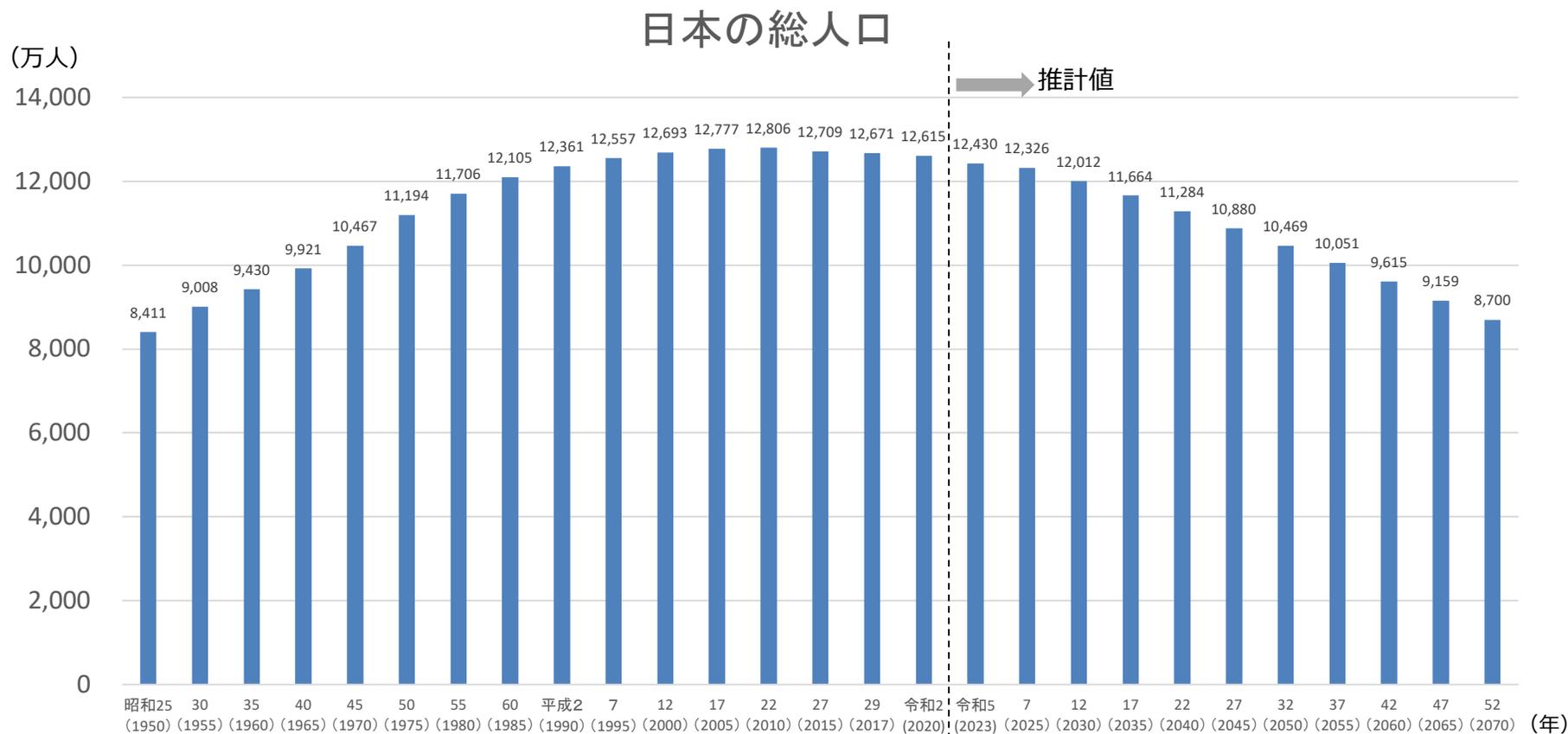
- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
- (2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
- (3) その他必要と考えられる事項

## 3 答申を希望する時期

令和7年夏頃目途

# 郵便事業を取り巻く環境の変化

- 我が国の総人口は2010年代から減少傾向（平成23年（2011年）以降、毎年人口が減少）。
- 今後も減少傾向は続くと見込まれており、令和52年（2070年）には8,700万人に減少すると推計されている（令和5年（2023年）から約30%減）。



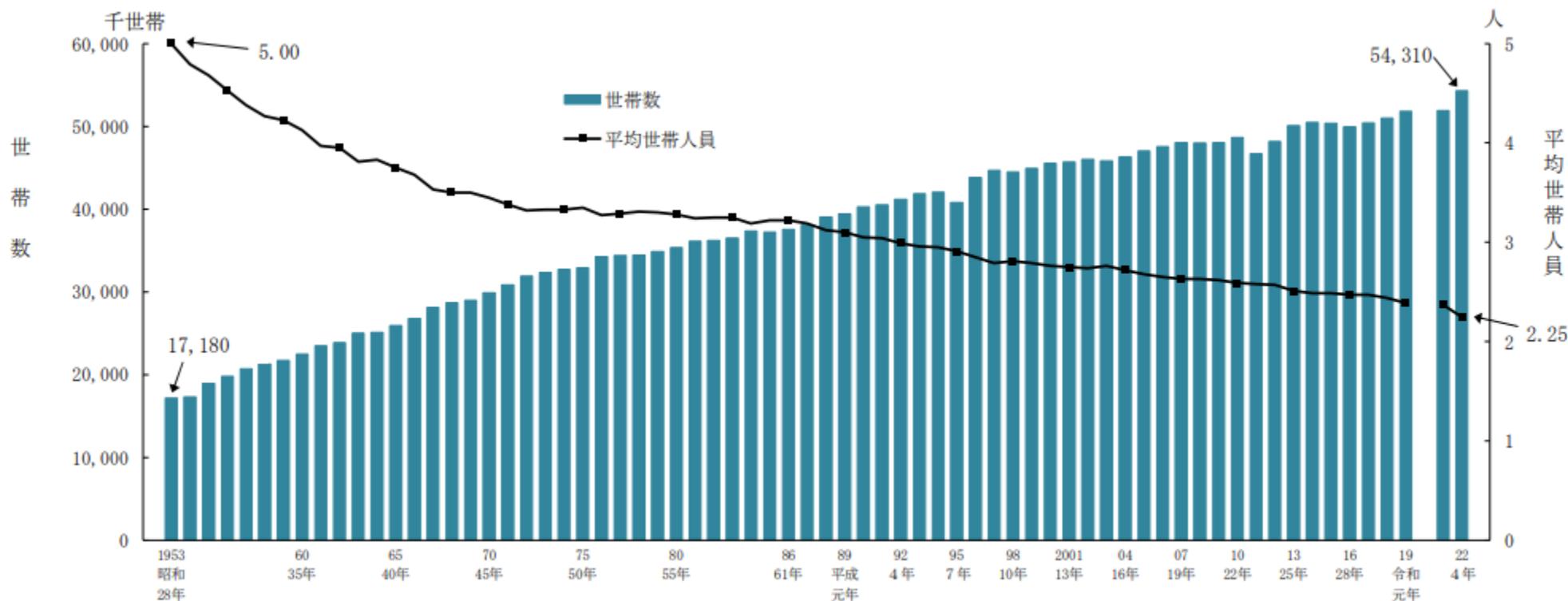
(注) 将来推計人口とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するもの。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととされている。

出典：2020年までは総務省統計局「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2023年は総務省統計局「人口推計」（令和5年12月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成

# 世帯数と世帯人員の推移

- 令和4年(※)の全国の世帯総数は約5,431万世帯であり、「単独世帯」が約1785万世帯(全世帯の約33%)で最も多い。(※)令和4年6月2日現在
- 世帯数については増加傾向であるのに対し、平均世帯人員については減少傾向。

## 世帯数と平均世帯人員の年次推移

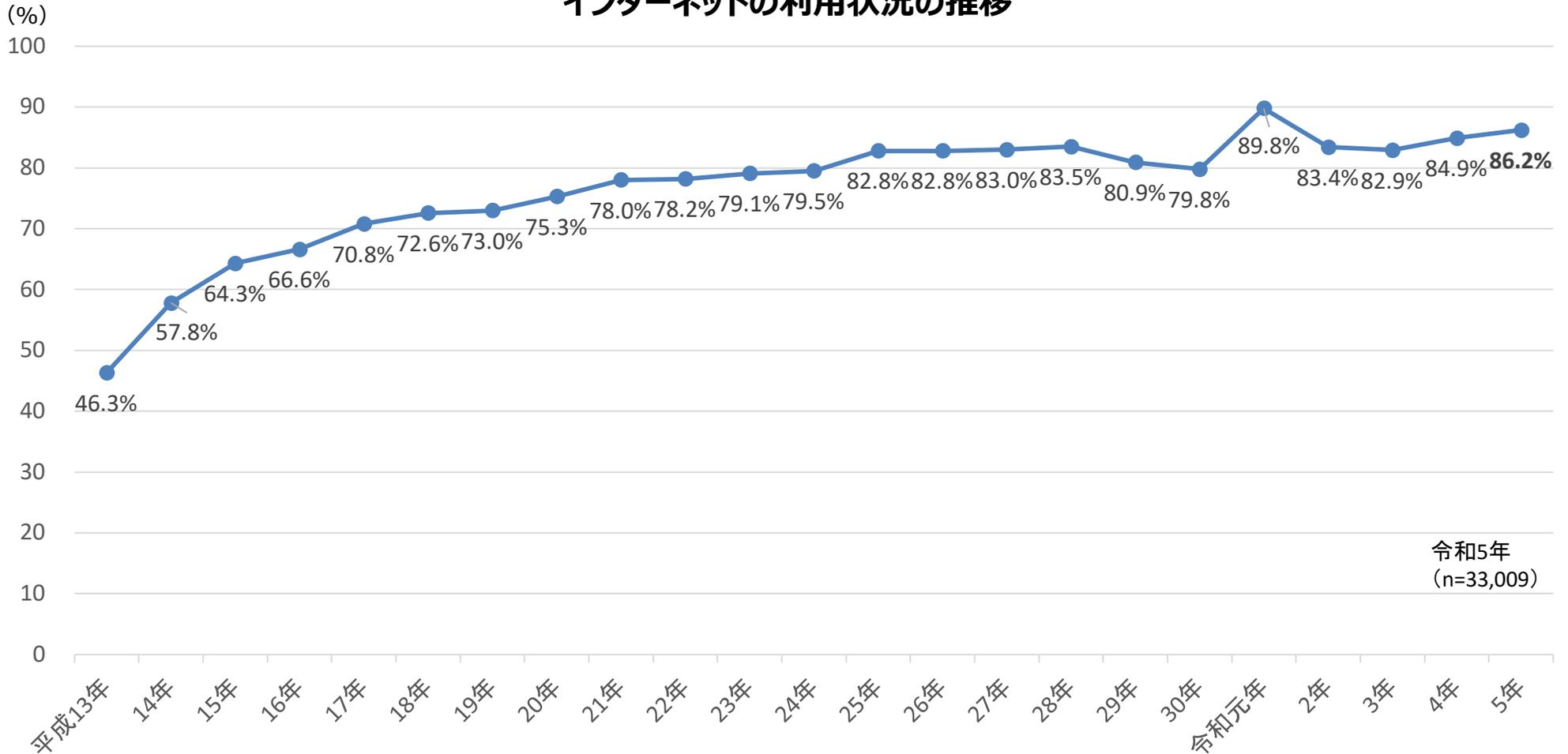


- (注1) 1995(平成7年)の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 (注2) 2011(平成23年)の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 (注3) 2012(平成24年)の数値は、福島県を除いたものである。  
 (注4) 2016(平成28年)の数値は、熊本県を除いたものである。  
 (注5) 2020(令和2年)は、調査を実施していない。

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

○ 令和5年のインターネット利用者の割合は約86%で、郵便物数のピーク時である平成13年の約46%と比較し、およそ倍増している。

インターネットの利用状況の推移



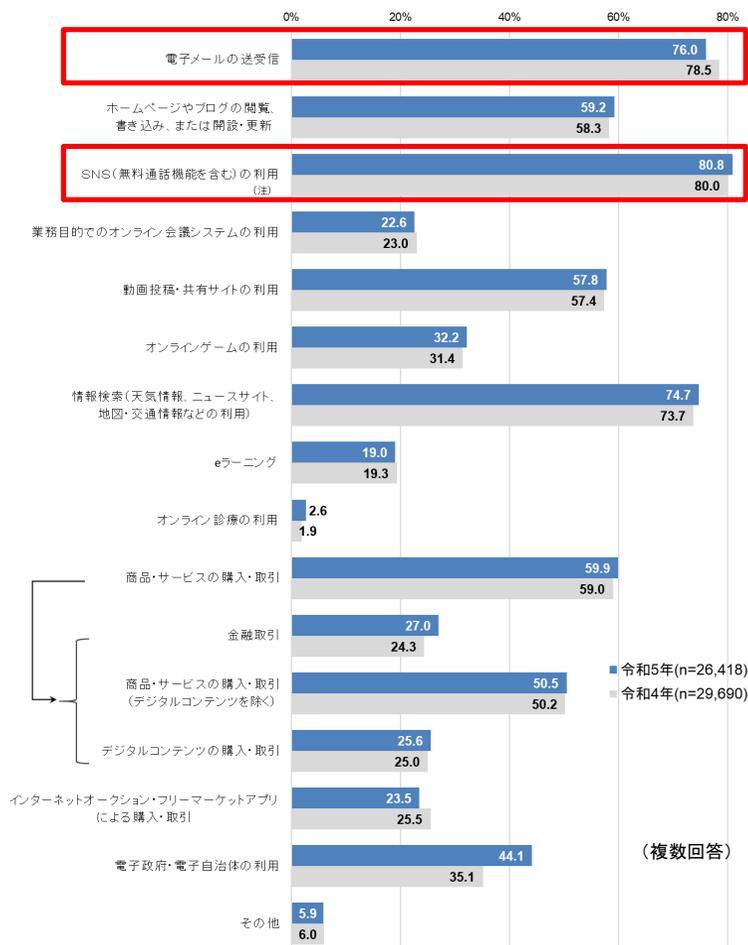
令和5年  
(n=33,009)

(注) 令和元年調査については調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

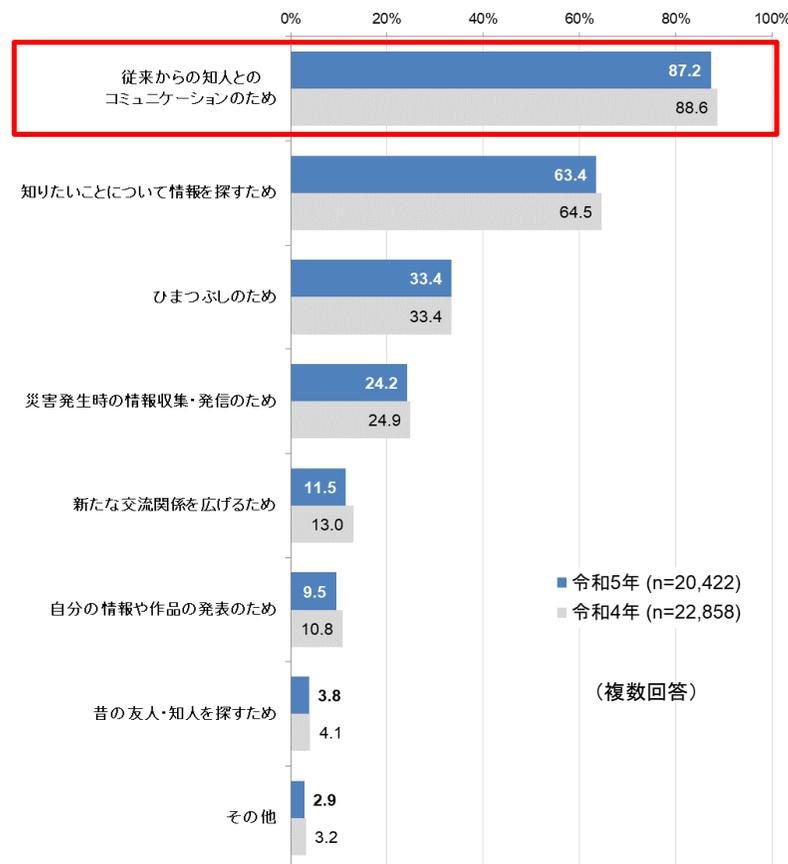
出典: 総務省「通信利用動向調査」を基に作成

- 令和5年のインターネット利用者の利用目的・用途は、「SNS(無料通話機能を含む)の利用」の割合が約80%と最も高く、次いで「電子メールの送受信」が約76%となっている。
  - また、そのうち、SNSの利用者の利用目的・用途は、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が約90%となっており、多くが通信手段としてインターネットやSNSを利用していることが分かる。
- (※)平成13年のインターネットの利用用途(職場以外・世帯主)では「電子メールの利用」が僅か9.6%であり、「SNSの利用」という項目はなし。

## インターネットの利用目的・用途 (個人)

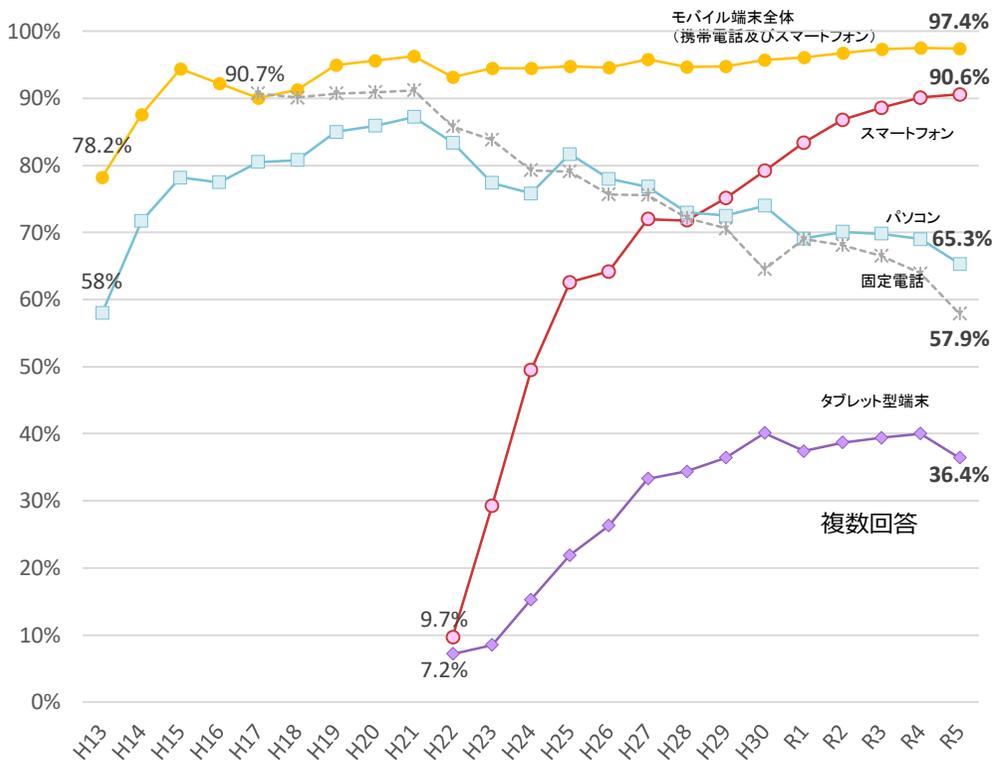


## SNSの利用目的・用途 (個人)



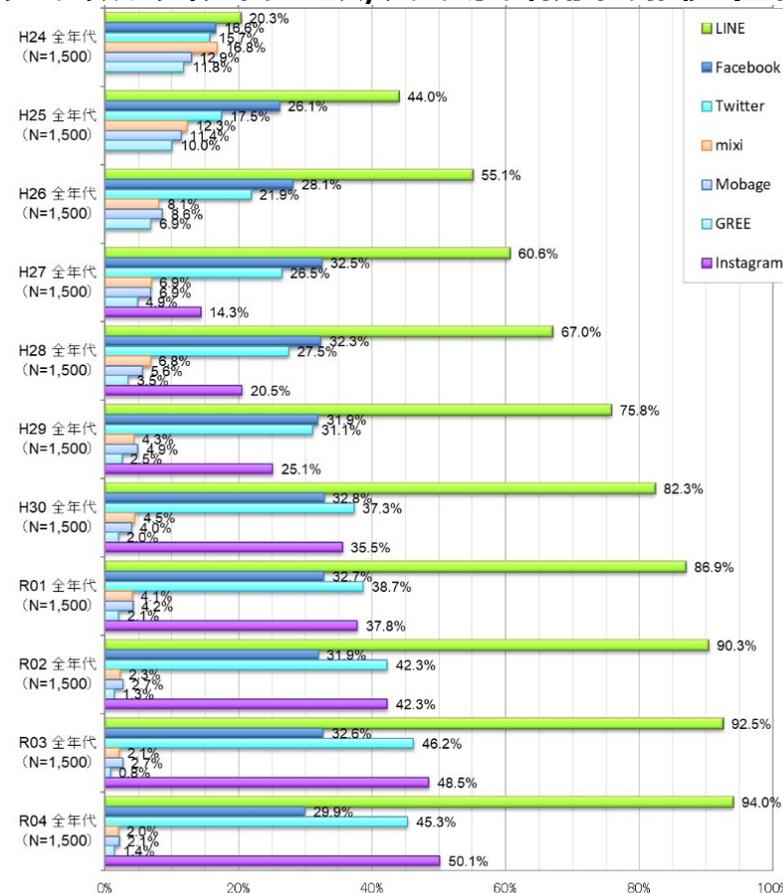
- 情報通信機器の保有状況について、近年は特にスマートフォンの保有世帯が増加傾向。(郵便物数のピーク時である平成13年にスマートフォンは存在していない。)
  - スマートフォンの普及もあり、SNSの利用率については直近10年間で大幅に増加。特に「LINE」の利用率は一貫して増加しており、90%を超える利用率となっている。
- (※)年代別においても10代から50代でそれぞれ90%を超える利用率となっており、利用率の一番低い60代でも約86%となっている。

### 主な情報通信機器の保有状況 (世帯)



(注1) 当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。  
 (注2) 「モバイル端末全体」の令和2年以前はPHSを含み、平成21年末から平成24年末までは携帯情報端末(PDA)も含み、平成22年末以降はスマートフォンを含む。  
 (注3) 「固定電話」は平成17年からの調査項目。  
 出典: 総務省「通信利用動向調査」を基に作成

### 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率の推移 (全世代)

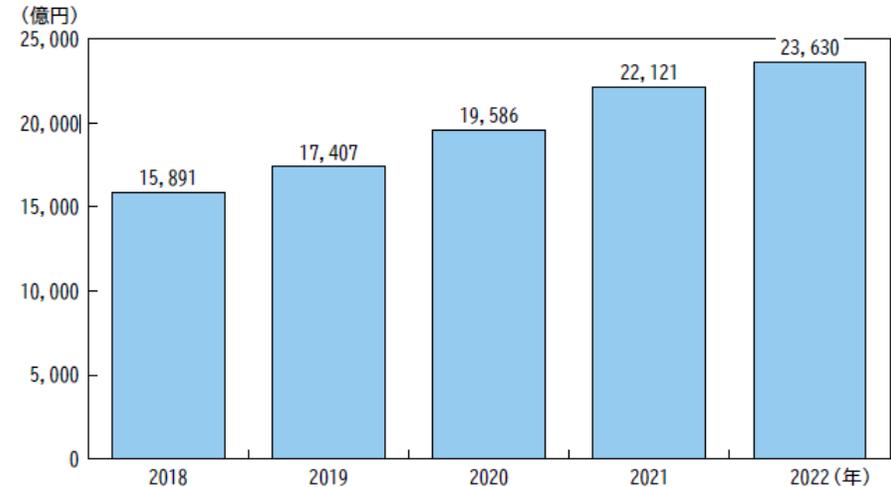
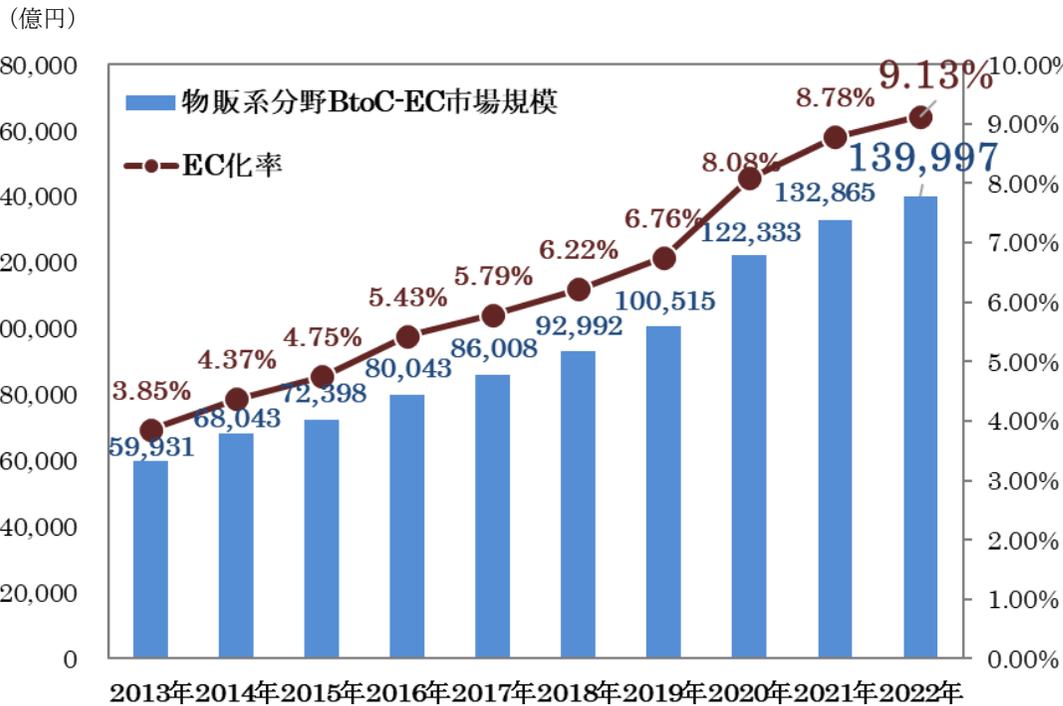


出典: 総務省情報通信政策研究所  
 「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

○ 令和4年(2022年)の物販系分野のBtoC-EC市場規模は13兆9,997億円となり、増加傾向。また、フリマアプリやネットオークション等のCtoC-EC市場規模も拡大しており、宅配便をはじめとする物流量の増加につながっている。

### BtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移 (物販系分野)

### CtoC-EC 推定市場規模の推移



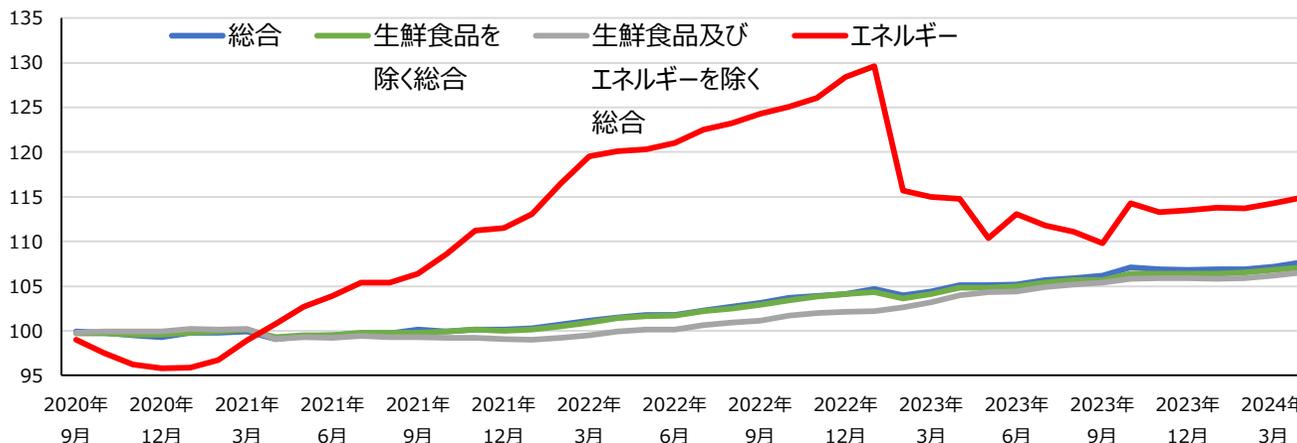
(注) CtoC-ECの市場規模を、統計情報、関連企業へのヒアリング等各種情報リソースに基づいて推計。ただし、CtoC取引は個人間に留まるものではなく、実際にはBtoB、BtoCの取引も含まれていることには留意が必要であり、本市場規模はそれらも含む数値である。

出典: 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課「令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書」

出典: 消費者庁「令和6年版消費者白書」

- 近年、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響もあり、エネルギー価格は大きく高騰。こうした状況を受け、経済活動や生活に直結する幅広い物品、サービスの価格も上がっている。
- 日本銀行が四半期毎に公表している「経済・物価情勢の展望」や、(公社)日本経済研究センターが毎月行う「ESPフォーキャスト調査」によると、令和6年度から令和7年度にかけて、消費者物価指数の伸び率は徐々に低下していくものの、上昇傾向は続く見通し。

## 2020年基準消費者物価指数の推移



(注) 2020年の年平均を100として、物価を比較計算した数値を記載。

出典:総務省統計局「消費者物価指数」

### 「経済・物価情勢の展望」(日本銀行)による見通し

R6年度	R7年度	R8年度
+2.8	+1.9	+1.9

(注1) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年度比上昇率。  
(注2) 政策委員見通しの中央値。

出典:「経済・物価情勢の展望(2024年4月)」(令和6年4月30日公表)を基に作成

### 「ESPフォーキャスト調査」((公社)日本経済研究センター)による見通し

R6.4~6	R6.7~9	R6.10~12	R7.1~3	R7.4~6	R7.7~9
+2.51	+2.76	+2.57	+2.51	+2.22	+1.77

(注1) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年同期比上昇率。  
(注2) エコノミストによる予測値の総平均。

出典:「ESPフォーキャスト調査(6月調査)」(令和6年6月17日公表)を基に作成

# 郵便事業の現状と郵便料金の改定について

## 1 郵便物に種別を設ける理由

それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、第一種郵便物から第四種郵便物まで種別を設けている。

## 2 郵便物(第一種郵便物～第四種郵便物)の種別の内容

	種別内容	大きさ		重さ	料金規制
		最大	最小		
第一種郵便物	○筆書した書状を内容とするもの ○郵便書簡 ○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの  ※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている	長さ60cm 長さ+幅+厚さ =90cm	※円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、 直径等3cm	4kg以下	事前届出
第二種郵便物	○郵便葉書(通常葉書及び往復葉書)		※以外 長さ14cm、 幅9cm	—	事前届出
第三種郵便物	○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの(例:日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など)		上記より小さいものでも、長さ12cm×幅6cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	1kg以下	認可
第四種郵便物	○通信教育(100gまで 15円) ○盲人用点字郵便物等(無料) ○農産物種子等(50gまで 73円) ○学術刊行物(100gまで 37円)			1kg以下 (盲人用郵便物は3kg以下)	認可

## 3 国際郵便物

万国郵便条約及び施行規則上、日本郵便は以下の国際郵便サービスを提供することが義務付けられている。

通常郵便物(書状2kg以下、点字:7kg以下等。サイズは国内郵便物と同じ)、小包20kg以下

また、同社は任意のサービスとして30kg以下の小包を引き受ける他、EMS(30kg以下)を提供している。

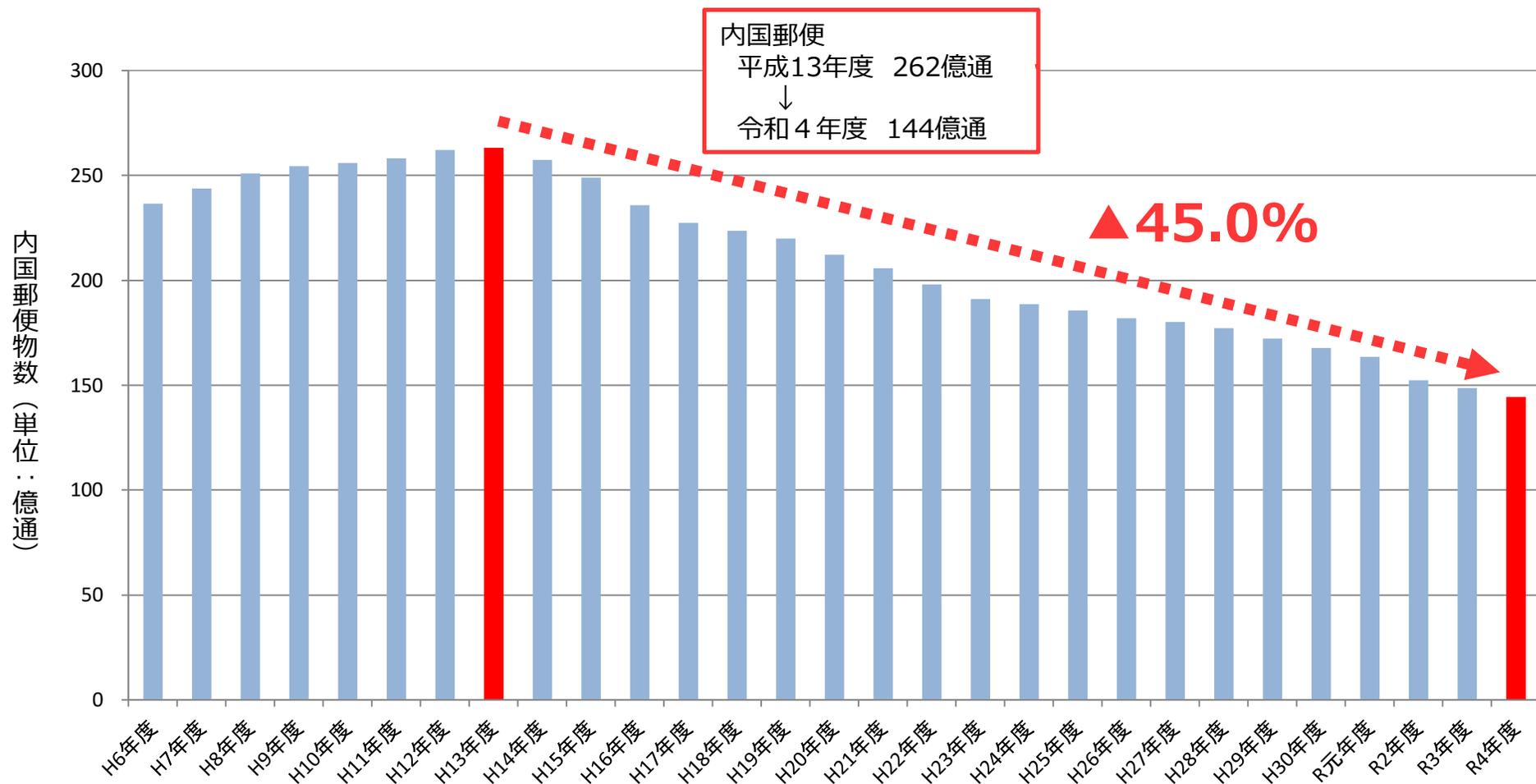
## 4 郵便物の特殊取扱

郵便法上、日本郵便は書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達の5種類の特殊取扱を提供することが義務付けられている。他、任意の特殊取扱として速達、代金引換郵便、年賀特別郵便、特別あて所配達郵便等がある。

日本郵便が定めなければならない郵便業務管理規程の認可基準等として、郵便法等に以下の事項に関する規定が置かれている。

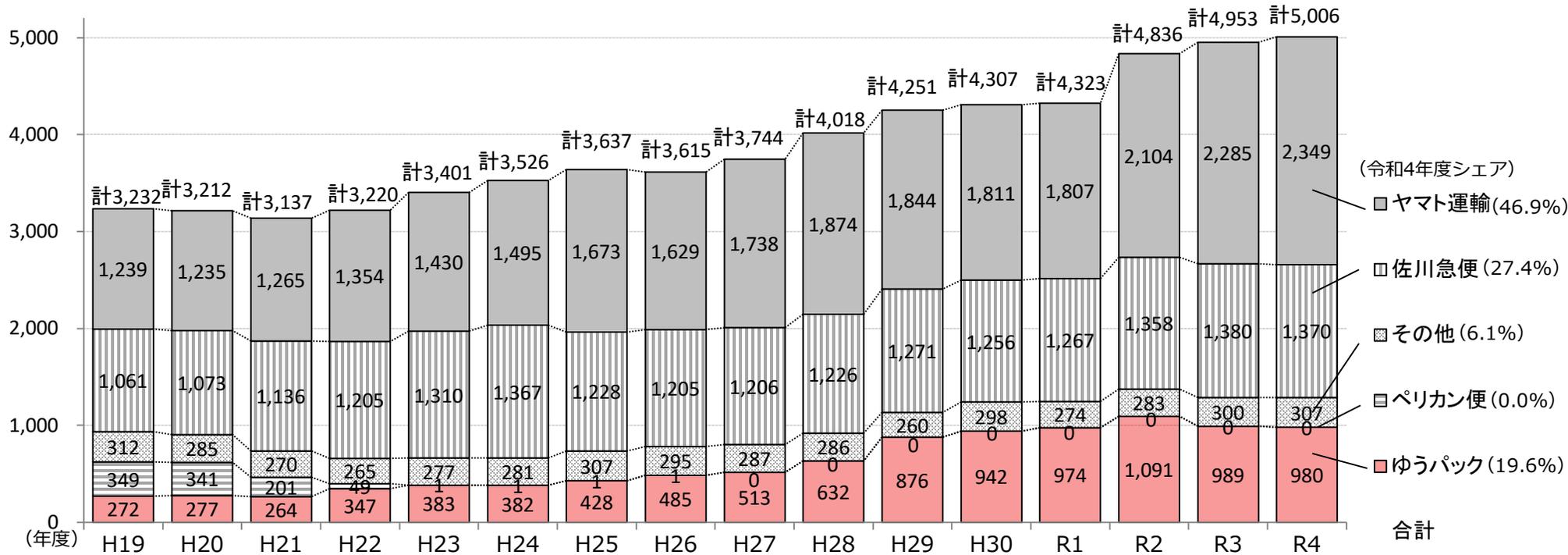
	規定の概要
引受	<p><b>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト（郵便差出箱）の設置】</b> &lt;郵便法第70条第3項、施行規則第32条第2項（郵便業務管理規程の認可基準）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社法施行時（平成15年4月1日）のポスト数を維持（約18万本）</li> <li>・各市町村等内に満遍なく設置すること</li> <li>・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること</li> </ul>
	<p><b>【郵便局の設置】</b> &lt;日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条第1項～第3項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として各市区町村に最低一箇所以上郵便局を設置すること</li> </ul>
料金	<p><b>【全国均一料金でなるべく安い料金】</b> &lt;郵便法第67条、施行規則第23条&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料金の事前届出制（第三種、第四種郵便物の料金は認可制）</li> <li>・第一種のうち、25g以下の定形郵便物は、省令で定める額（110円）以下の料金 等</li> </ul>
配達	<p><b>【週5日 原則1日1回の配達】</b> &lt;郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日及び1月2日を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと</li> </ul>
	<p><b>【（差し出された日から）原則4日以内に送達】</b> &lt;郵便法第70条第3項、施行規則第32条第5項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の地域からの差出しの場合を除き、4日以内に送達 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る） 15日以内</li> <li>▶上記以外の離島 6日以内</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【全国あまねく戸別（あて所）配達】</b> &lt;郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の方法により配達できない交通困難地（冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域）宛ての場合等を除き、郵便物をその宛て所に配達すること</li> </ul>

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和4年度までの21年間で45.0%の減(年平均2.8%減)。



○ 宅配便市場における物数の推移について、郵政民営化以降、基本的には増加傾向にある。コロナ禍の巣ごもり需要等の影響もあり、特に令和2年度の伸び率は大きい。

単位: 百万個



出典: 国土交通省 宅配便等取扱個数の推移 (国土交通省調べ)

- これまでも、日本郵便においては、区分作業の効率化(約3億円/年の費用削減)や適正な要員配置の徹底(約31億円/年の費用削減)などにより、人件費などの営業費用を削減してきたが、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少してきている。
- これに加え、賃金の引上げや燃料費等を含む物価の高騰により、令和4年度の郵便事業の収支は、**▲211億円の赤字**(郵便事業全体の営業損益が赤字となるのは民営化以降初めて)。  
※ 「内国郵便」の営業損益については、平成28年度(▲15億円)以来の赤字。
- なお、令和4年度における日本郵便の会社全体の収支については、777億円の黒字。

## 【郵便事業の収支(営業損益)の推移】

(単位：億円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵便事業の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	12,556
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,767
	営業損益	455	376	240	78	▲211

(参考) 日本郵便全体の収支(営業損益)の推移

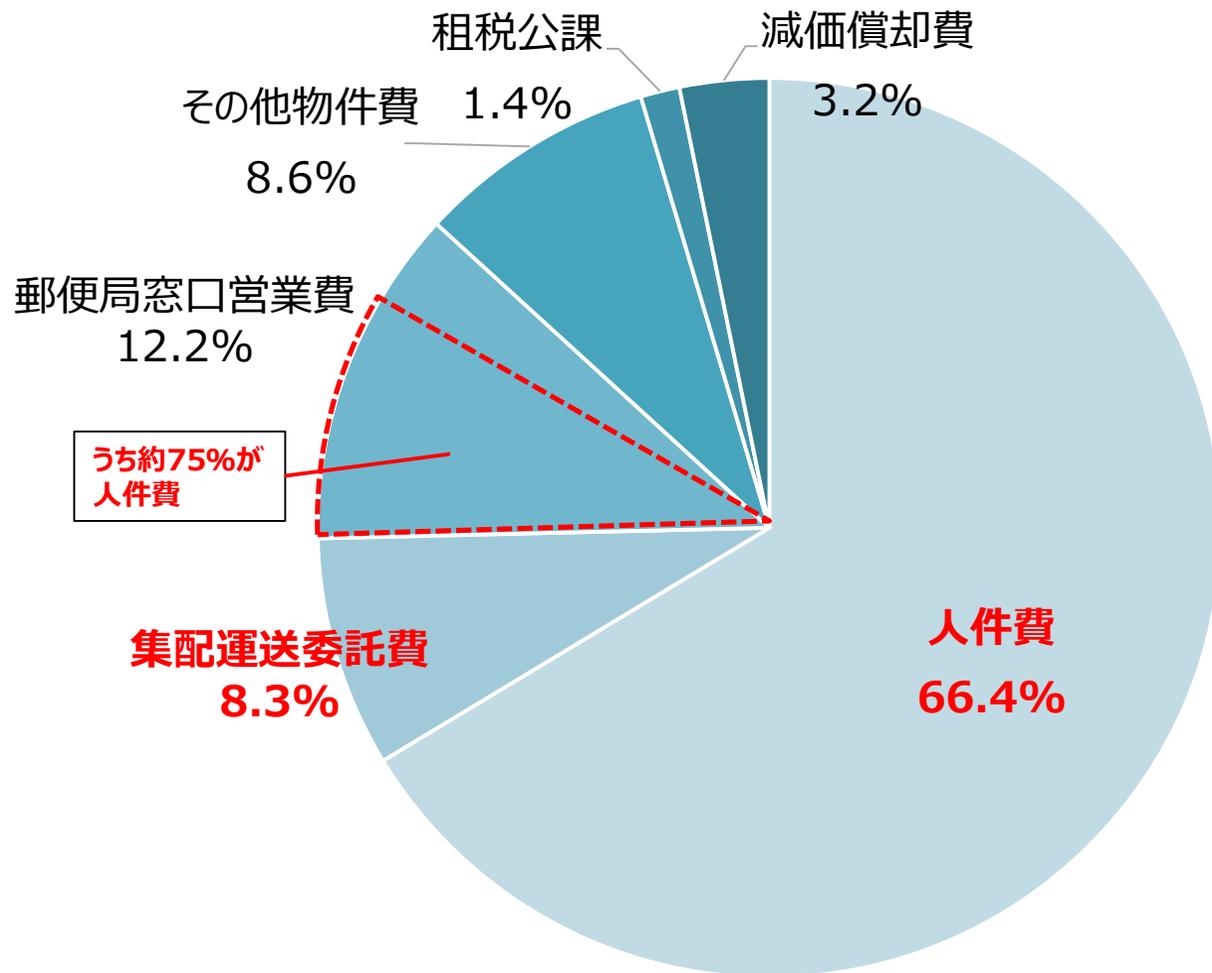
日本郵便全体の収支 (郵便事業+その他の事業)	営業収益	31,184	30,885	29,824	28,860	27,612
	営業費用	29,468	29,098	28,239	27,676	26,835
	営業損益	1,716	1,786	1,585	1,184	777

## 郵便事業の営業費用の内訳

- 営業費用の内訳(2022年度実績)は、以下のとおり。
- 全体の「66.4%」が人件費、「8.3%」が集配運送委託費となっている。また、郵便局窓口営業費(12.2%)のうち、約75%が人件費で構成されている。
- そのため、人件費のみにおいても全体の費用の約3/4を占める。

単位：億円

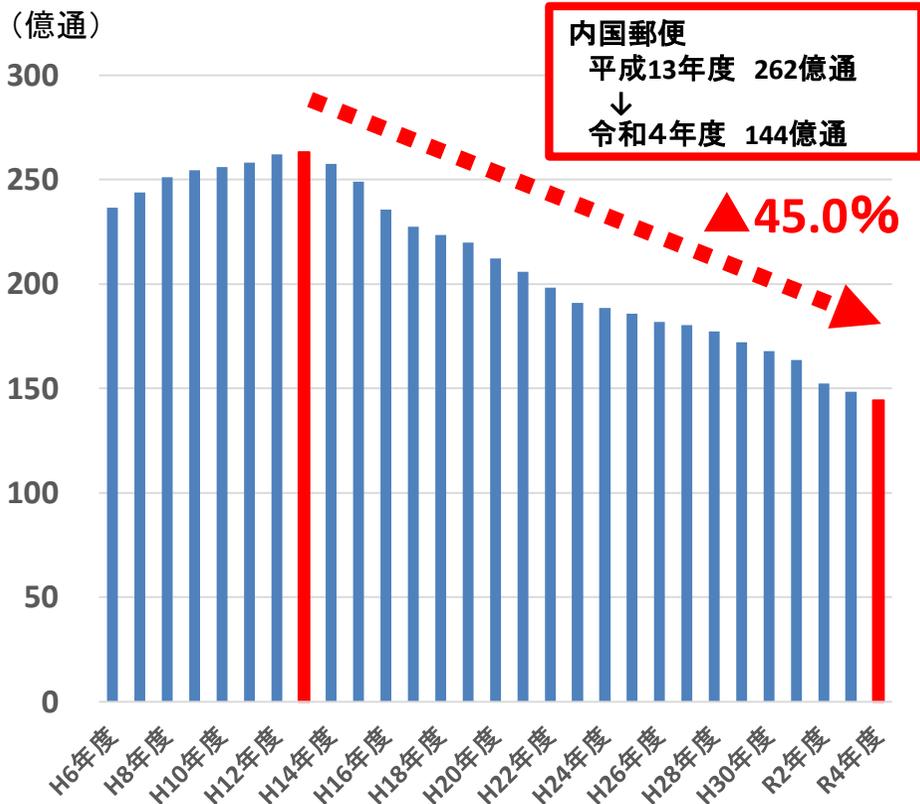
	2022年度	
<b>営業費用計</b>	<b>12,767</b>	
人件費	8,480	66.4%
集配運送委託費	1,055	8.3%
郵便局窓口営業費	1,555	12.2%
その他物件費	1,093	8.6%
租税公課	181	1.4%
減価償却費	403	3.2%



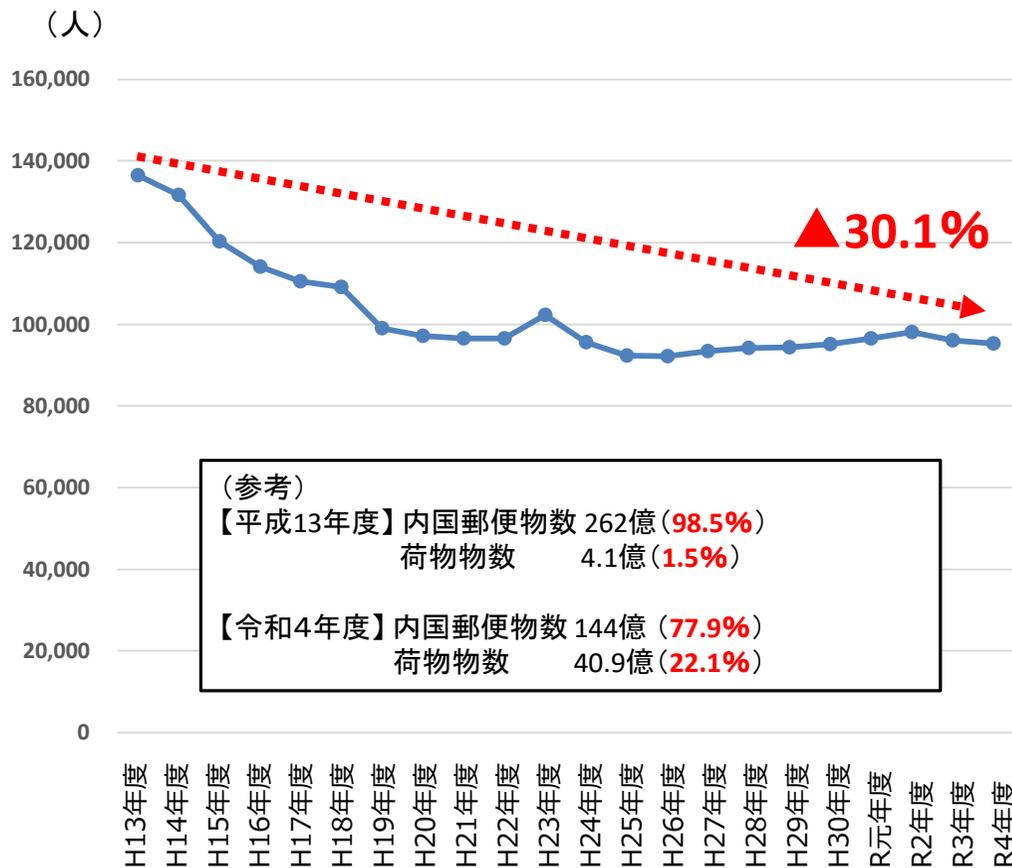
# 郵便物数と郵便・物流事業従業員数の推移

- 前述のとおり、令和4年度の内国郵便の郵便物数は、平成13年度比で約45%の減少。
- また、令和4年度の郵便・物流事業従業員数は、平成13年度比で約30%の減少。なお、郵便・物流事業従業員については、郵便と物流のいずれの事業にも従事しており、実態として郵便に従事する従業員数を把握することは困難であるものの、郵便と荷物の物数比率は、平成13年度に98.5%が郵便であったのに対し、令和4年度には77.9%まで減少している。

## 内国郵便物数の推移



## 郵便・物流事業従業員数 (※)正社員数のみ



○ 日本郵便においては、区分作業の機械化や顧客の受取利便性の向上、テレマティクスの活用による適正な要員配置などの業務効率化を推進。

## 【近年の主な取組例】

### 区分作業の機械化

書状用区分機の読取率・処理速度を向上させるとともに、定形外郵便物を区分できる大型郵便物用区分機を開発・配備。(高速型：2013年度～)

定形外郵便物の機械区分による効果：  
約3億円/年  
(全国の約99.6%の道順組立の機械化を完了)

#### ■ 書状区分機



#### ■ 大型区分機(高速型)



### 受取利便性の向上

「はこぼす」(書留郵便物やゆうパックを受け取ることができるロッカー) や、LINEによる再配達の実施(2016年10月～)し、お客さまの受取利便性を向上。



書留等の指定場所配達への再配達による効果：  
約0.3億円/年

### 集配業務支援システムの導入 及びコストコントロールの深化

各配達担当者が携帯端末に入力したデータを「見える化」することにより、集配業務におけるムリ・ムダ・ムラの削減を行う。(2013年6月～)  
さらに、テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等により配達業務の効率化・高度化を実現し、業務量に応じた適正な要員配置を徹底。

業務量に応じた適正な要員配置の徹底の取組による効果：  
約31億円/年

- 日本郵便においては、手紙文化の振興策の実施、ニーズを踏まえた新サービスの創設、DM需要の喚起などの取組を実施。

## 【近年の主な取組例】

### 手紙文化の振興

次世代においても手紙文化が衰退しないよう、若年層に対して、年齢層に応じた手紙文化の振興策を実施。

また、切手のデザインについては、花やキャラクター、季節に合わせた題材をかわいいイラストで表現する等、工夫を凝らしている。

(出前授業)



郵便局社員による出前授業や  
絵手紙教室の実施

(ふみの日イベント)



親子向けの手紙体験イベントを  
実施

(特殊切手)

「花の彩りシリーズ 第1集」  
(2023年10月18日発行)



### 新サービスの創設 (特別あて所配達郵便)

「受取人の住所又は居所は分かるが氏名が分からない場合であっても、郵便物をその住所又は居所に届けてほしい」というニーズを受け、新たな郵便サービス(特別あて所配達郵便)を創設。(2021年6月～)

2021年度実績： 1,998千通  
2022年度実績： 12,775千通

### DM振興

DMの閲覧率、保存性、行動喚起率の高さがもたらす価値を広く広告主にお伝えする活動を展開することにより、DMの需要を喚起。また、自社の広告でなくても、広告主からの依頼を受けて、顧客リスト保有者自らが差出人となって、自社の顧客(会員)宛に広告郵便物を差し出すことができるサービス(代行リストDM)を開始。(2021年4月～)

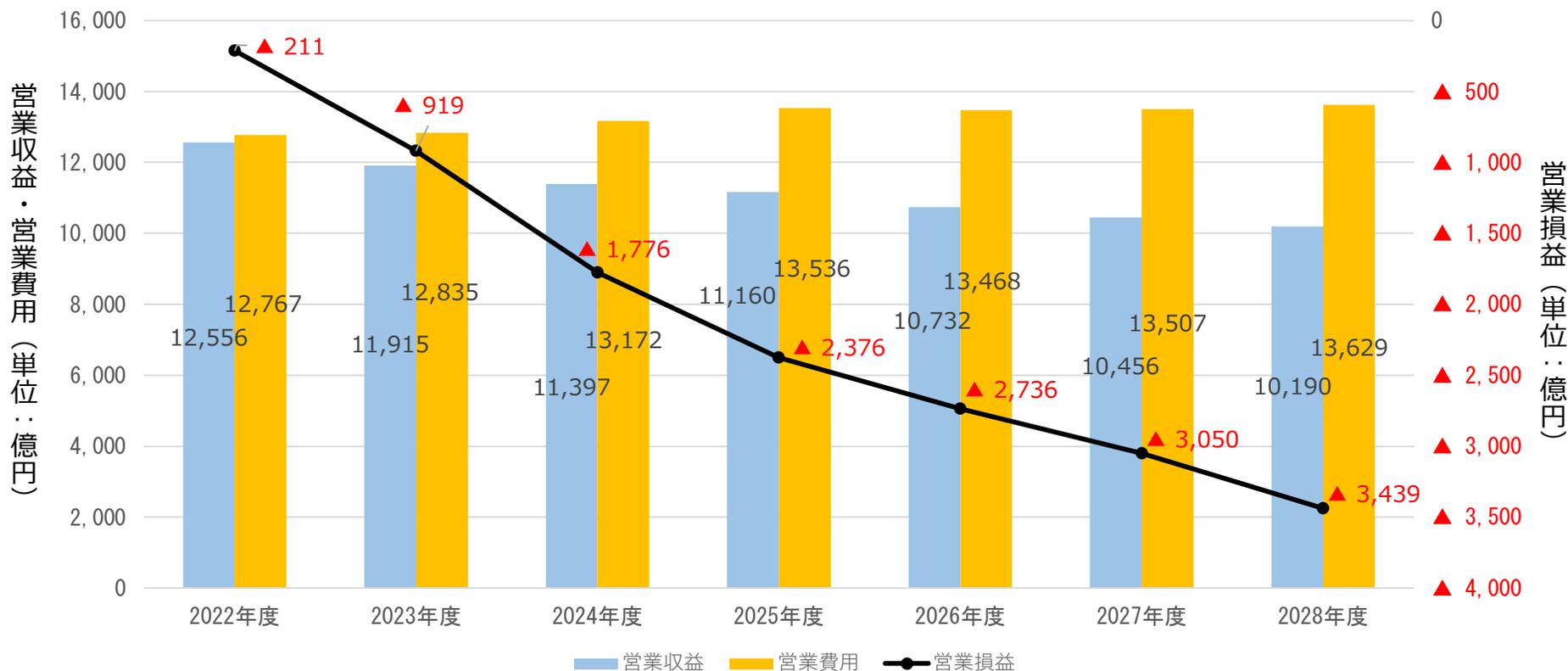
(代行リストDM)

2021年度実績： 11,437千通  
2022年度実績： 19,629千通

# 郵便事業収支の今後の見通し

	← 実績	見込 →						単位：億円
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
営業収益	12,556	11,915	11,397	11,160	10,732	10,456	10,190	
営業費用	12,767	12,835	13,172	13,536	13,468	13,507	13,629	
<b>営業損益</b>	<b>▲211</b>	<b>▲919</b>	<b>▲1,776</b>	<b>▲2,376</b>	<b>▲2,736</b>	<b>▲3,050</b>	<b>▲3,439</b>	

【郵便事業の収支の今後の見通し】



## 郵便料金の改定について

- 25g以下の定形郵便物の上限を「84円」から「110円」に改定する郵便法施行規則の改正について、令和6年6月13日に公布・施行。

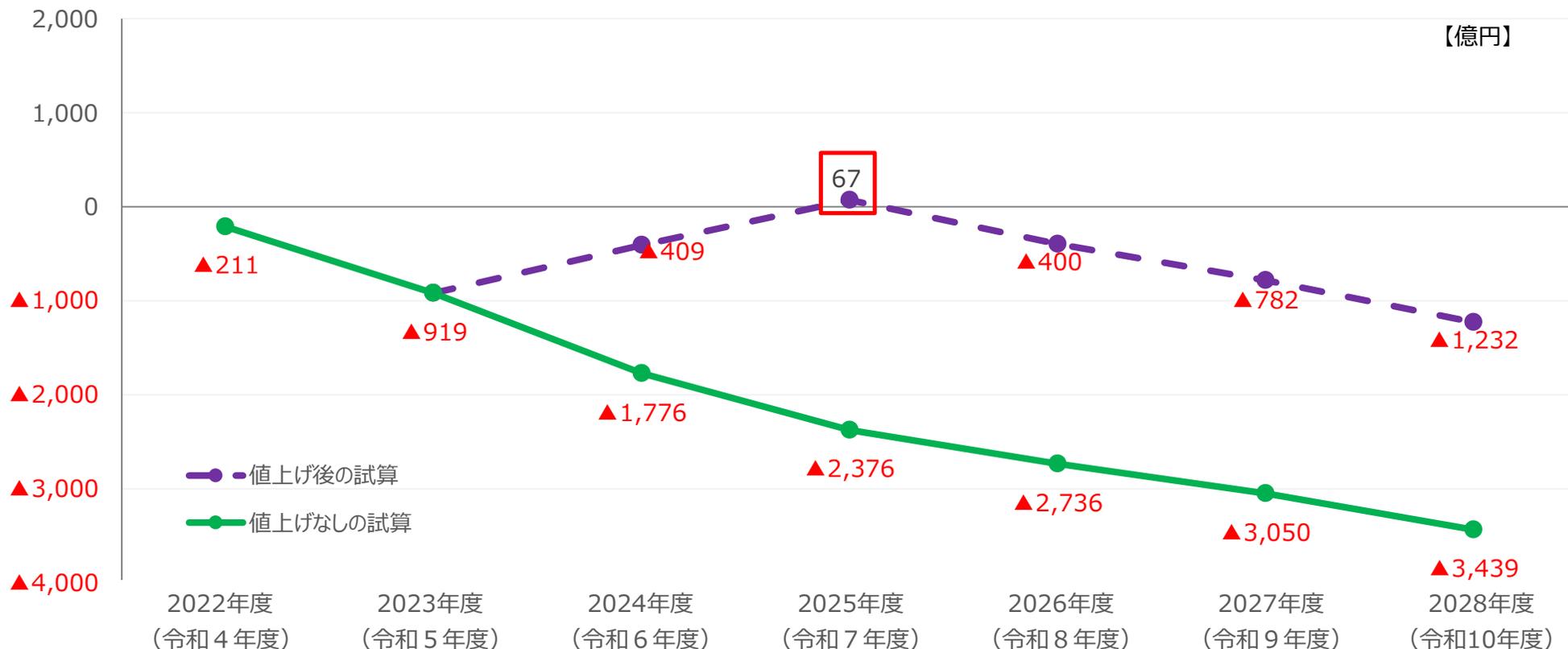
(※) 令和6年3月7日に情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け、同年5月21日に物価問題に関する関係閣僚会議にて了承。

- また、同日に、日本郵便から郵便料金変更の届出がなされた。
- 主な郵便料金の見直しについては、以下のとおり。改定時期は令和6年10月1日。

区別		現行料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25gまで	84円	110円	+26円 (+31.0%)
	50gまで	94円		+16円 (+17.0%)
第二種郵便物 (通常はがき)		63円	85円	+22円 (+34.9%)

- その他の料金は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本とする。
- なお、レターパックや速達等の一部の料金については、利用者利便等の観点からこれより低い15%程度の改定率とする。
  - ・ レターパックライト 370円 → 430円 (+60円 (+16.2%))
  - ・ 速達料 (250gまで) 260円 → 300円 (+40円 (+15.4%))
- 第三種郵便物・第四種郵便物及び令和5年10月に料金改定を行った書留等の特殊取扱などについては、**据え置き**。

- 郵便事業収支の今後の見通しについて、値上げをしなかった場合及び値上げを行った場合のそれぞれの推移は以下のとおり。
- 郵便法第3条にて郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされていることから、25g以下の「定形郵便物」以外も含めた郵便料金全般の見直しを前提に算定。
- なお、25g以下の定形郵便物の上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっており(郵便法第67条第2項第3号)、国民への影響等も鑑み、当該上限額の値上げ幅は最小限のものとする。



(※) 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定しており、実際の郵便料金については、日本郵便による届出により確定することとなる。

- 25g以下の定形郵便物の上限を定める郵便法施行規則等の改正案(※)について、令和5年12月18日に情報通信行政・郵政行政審議会(情郵審)に諮問し、令和5年12月19日～令和6年1月22日の期間、意見募集を実施。  
(※)25g以下の定形郵便物の上限額を「84円→110円」に改正。
- 意見募集の結果も踏まえ審議いただいた結果、令和6年3月7日の情郵審総会にて諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を受けた。
- なお、答申では、副申として総務省に対する要請事項が付された。

### 情郵審答申の概要

- 諮問のとおり改正することが適当。あわせて、情郵審から総務省に対して以下の2点について要請。
  - (1) 郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、総務省において関係者等の意見も聞き、郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れた検討を行うこと。
  - (2) 総務省から日本郵便(株)に対し、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めること。

- 25g以下の定形郵便物の料金上限の改定等の重要な公共料金等の設定・変更にあたっては、消費者委員会の審議を経て、「物価問題に関する関係閣僚会議」への付議が必要。
- 本年3月から、合計3回にわたり消費者委員会の下に設置されている公共料金等専門調査会にて調査審議が実施され、5月7日の消費者委員会本会議にて、意見を取りまとめ。
- これを受けて、5月21日の物価問題に関する関係閣僚会議にて、25g以下の定形郵便物の料金上限の改定について、以下の意見が取りまとめられた。

#### 「物価問題に関する関係閣僚会議」意見の概要

- 25g以下の定形郵便物の料金上限については、「110円」に改定する。
- あわせて、政府として以下の方針で対応を行う。
  - ・ 料金上限の改定について積極的な周知を行い、日本郵便に対して消費者への情報提供・説明を行うよう指導する
  - ・ 改定において見込まれた賃上げが適切に行われるか継続的に監視を行う
  - ・ 郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、**郵便料金に係る制度の見直しの検討**を行う
  - ・ 日本郵便に対し、適切な価格転嫁等の継続等に加え、抜本的なDXや付加価値の高いサービスの開発等を求める
  - ・ 郵便料金制度の見直しの検討結果を踏まえ、次回の改定までに、**郵便料金に関する算定基準等を作成・公表**する

<令和6年3月26日の郵政民営化推進本部(第12回)における岸田総理ご発言>

○内閣総理大臣

郵政民営化から16年経過し、日本郵政及び金融二社の株式売却が進み、新たなサービスが開始されるなど、国民の利便性は確実に向上し、郵政民営化は着実に進展しています。

一方、少子高齢化や郵便物数の減少等、日本郵政グループを取り巻く環境は厳しい状況にありますが、現在、郵便料金の見直しの検討も行われているところであり、引き続き適切な価格転嫁や賃上げを行いつつ、顧客ニーズを第一とし、郵便を含む物流サービスを維持していくことが必要です。

今回の「郵政民営化委員会の意見」では、グループの具体的な成長戦略を一層明らかにすること、今後も郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの確保が必要であること等が提言されています。

委員会の意見を踏まえ、日本郵政グループが、民営化法の下で、取組を着実に進めることを期待するとともに、政府においても、郵政民営化を着実に推進し、郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れて検討する必要があります。

関係大臣は、引き続き郵政民営化の推進にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

どうぞよろしく願います。

# 郵便料金に係る制度について

## &lt;全体に関するもの&gt;

## 郵便に関する料金(郵便法第3条)

- ・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

## &lt;各種別に関するもの&gt;

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること</li> <li>※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。</li> <li>・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること</li> <li>・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く)</li> <li>・定率又は定額をもって明確に定められていること</li> <li>・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</li> </ul>
第二種郵便物 (葉書)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること</li> </ul>	
特殊取扱等 (書留等)		-	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く)</li> <li>・定率又は定額をもって明確に定められていること</li> <li>・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</li> </ul>
第四種郵便物 (通信教育等)			

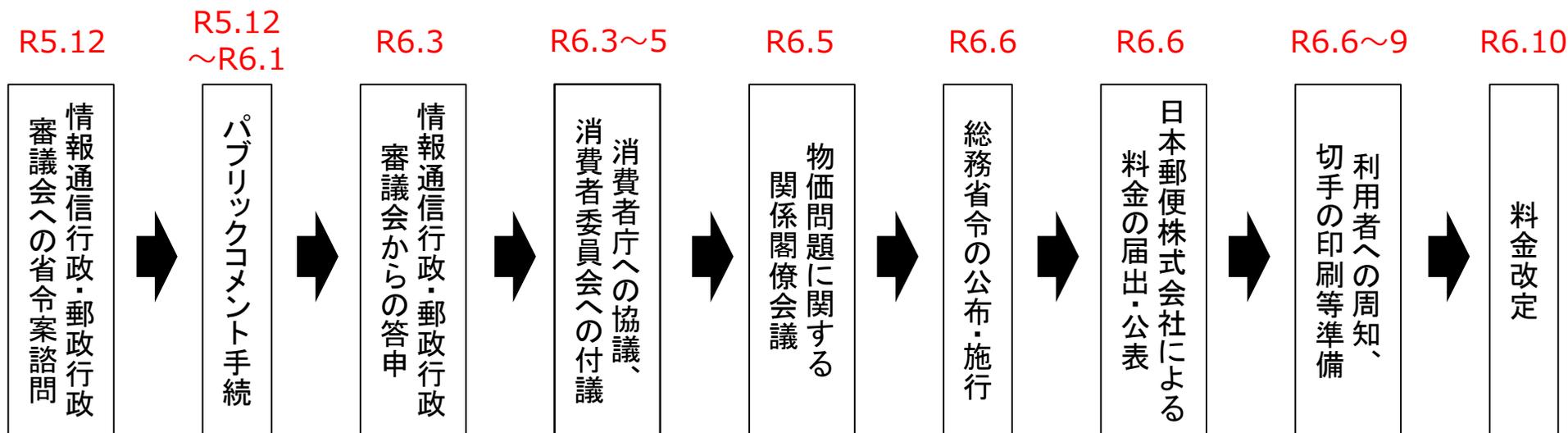
## (参考) 郵便料金に係る制度等

- 郵便法第3条により、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。
- 郵便料金は、郵便法第67条により、郵便物の種別に応じて、第一種(封書等)・第二種(葉書)・特殊取扱等(書留等)は届出制、第三種(定期刊行物)・第四種(通信教育等)は総務大臣の認可制。
- また、同条第2項第3号により、第一種のうち25g以下の「定形郵便物」の料金額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令(郵便法施行規則)で定める上限を超えてはならないこととされている。
- 郵便法第73条第2号に基づき、総務大臣は「定形郵便物」の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされ、その後、日本郵便による料金の届出が行われることとなる。

※ なお、第三種・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問、消費者庁への協議が必要。

<25グラム以下の定形郵便物の料金改定（上限額改正の場合）の流れ（R6.10.1料金改定の場合）>



# 現行の郵便料金に関する主な規制

## (1) 郵便事業における収支相償<郵便法第3条>

- 国営及び公社時代においては、郵便料金が収支を度外視したような過度に低廉な料金設定をすることなく、適切な収支を維持しつつ、安定的なユニバーサルサービスを提供することができるようにする趣旨から規律。【郵便ユニバーサルサービスの安定的な提供】
- 郵政民営化時においては、(民営企業としては過度に低廉な料金設定とする見込みは低い一方、)事実上の独占領域である郵便事業の料金を不当に値上げし、その収益を競争領域である宅配事業等へ内部補助を行うことで、他事業における公正な競争を阻害することを防止する点に、より重きを置いて規律。【他事業における公正競争の確保】

## (2) 25g以下の定形郵便物(封書)の上限料金等<郵便法第67条>

- 国営時代においては、郵便料金は全て法令で規定されていたが、公社化に伴い原則、認可制に変更。
  - 郵政民営化時においては、郵便事業の経営の自由度を拡大する観点から、郵便料金は原則、事前届出制となり、一方で、国民が最も一般的に利用し、生活への影響が大きい25g以下の封書について上限料金を課す(とともにはがき等の料金をこれより低廉な料金とする)ことで、家計や企業活動等の国民生活に過度な影響が及ばないよう配慮。【経営自由度の拡大と国民生活への影響への配慮】
- ⇒ 郵便事業を取り巻く経営環境が変化する中、上記規制等の郵便料金制度の在り方等について検討を行う。

### 【参照条文】

○郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

(郵便に関する料金)

第三条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

(料金)

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(略)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 (略)

三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四~七 (略)

3~7 (略)

○郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)

(定形郵便物の料金の上限)

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

# 諸外国における郵便事業等の概況

## 諸外国における郵便事業等の概況

	米国	英国	ドイツ	フランス
事業体	USPS	郵便会社：IDS（旧ロイヤルメール） 郵便局会社：ポストオフィス	ドイツポストDHL	ラ・ポスト
株主構成	国営（公社）	郵便会社：民間100% 郵便局会社：政府100%	政府16.5%（政府系金融機関） 民間83.5%	政府100%（政府34%、政府系金融機関66%）
郵便局取扱サービス ※()はグループ外サービス受託	郵便 電信送金（中南米宛）	郵便、（銀行、保険）	郵便、（銀行、保険）	郵便、銀行、保険 ※銀行、保険はグループ会社提供
ユニバーサルサービス対象	書状、小包	書状、小包	書状、新聞・雑誌、出版物、小包	書状、新聞定期刊行物、出版物、小包、 口座開設、入出金、送金、決済
郵便局設置要件/設置数	・全国の利用者が不可欠な郵便サービスへ手近 なアクセスを確保できる郵便施設の設置、維持 ・閉鎖地区で薬局スーパー等代替小売窓口設 置が必要 合計 33,493局（直営31,118、委託 2,375）	・人口99%が局から4.8km以内 ・人口90%が局から1.6km以内 ・貧困地域人口99%が局から1.6km以内 ・都市人口95%が局から1.6km ・農村人口95%が局から4.8km 等 合計 11,684局（直営117、委託9,643、 移動1,924）	・全国で12,000局以上 ・2,000人超の自治体に1局以上 ・4,000人超の自治体等では、最大2kmの 範囲内に設置 ・群区では80kmに最低1局 ・その他地域は移動局によるサービス提供 合計 12,900局（ほぼ全て委託店）	・少なくとも17000アクセスポイント維持 ・国民の99%が局まで10kmでアクセス ・1万人以上の全自治体で2万人につき1局 ・各県（101存在）人口の95%が局まで 10km未満 等 合計：17,321局（直営7,001、市町村委 託6,915、小売店委託3,405）
郵便ポスト設置要件 /設置数	明示的な要件なし 約14万本	98%の郵便物配達ポイントから0.8km 等 約11.5万本	市街地は1km範囲に設置。 約10.8万本	公式な要件なし 約12.5万本
配達頻度	書状は週6日（月～土）、小包は週7日	書状は週6日（月～土）、 小包は週5日（月～金）	週6日（月～土）	週6日
書状送達の品質基準	1stクラス（普通郵便）の一通差出： 2日以内93.0%、3-5日90.3% ※ 事業者が目標設定し達成率を政府へ報告	1st クラスは翌日配達を93% 2ndクラスは3日後配達を98.5%	書状は翌日80%、2日後95%	普通郵便（レトルヴェルト：3日後配達） は95% ※23.1に2日から緩和 ※送達目標達成度で補償金増額
サービス維持のための 政府の財政支援等	・無料郵便物（在外投票、盲人向け郵便）の 費用を政府が補償 ・財務省から150億\$を上限に借入可 等	【郵便会社】 ・ユニバーサルサービスに係るVAT免除 等 【郵便局会社】 ①郵便局近代化投資補助(2012-) ②ネット ワーク補助金(2009-) あり 等	・ユニバーサルサービスに係るVAT免除 ・ユニバーサルサービスが十分に提供されてい ない（おそれがある）地域への提供に係る償 金制度あり【活用実績なし】	・ユニバーサルサービスに係るVAT免除 ・4つの公共サービス使命（①郵便（書状・ 小包）のユニバーサルサービス、②出版物の配達、 ③地域の発展、④金融アクセス）の履行に 係る補償金あり
営業収益/ 営業利益（ドイツはEBIT）	営業収益：783.8億\$ <23.9> （約12.1兆円） 営業利益：▲70.0億\$ <23.9> （▲約1.1兆円）	営業収益/営業利益 【郵便会社】126.8億£（約2.5兆円）/ 0.26億£（約50億円） <24.3> 【局会社】8.85億£（約1,800億円）/ ▲0.76億£（▲約150億円） <23.3>	営業収益：817.6億€ <23.12> （約13.9兆円） 営業利益：63.4億€ <23.12> （約1.1兆円）	営業収益：341億€ <23.12> （約5.8兆円） 営業利益：16.8億€ <23.12> （約2,900億円）
最近の主な動き	・「2022年郵政改革法」により退職者の医療保 険等の事前積立て義務廃止。 ・2020制度改正でCPIを上回る値上げ可能に。 ・近年年2回程度値上げ実施。（22年当初： 1stクラス0.58\$が5回の値上げで→24.7： 0.73\$の予定）	・オフコム（通信庁）は2024年1月にユニ バーサルサービス改革案（①送達日数を3 日又はそれ以上を基本②配達頻度を週5 又は3日に削減）の意見募集を実施。今夏 には新たな提案を行う予定。※書状土曜休 配要求の一方小包は週7日配達を実施	・2023年12月に郵便法改正案（書状の 80%を翌日配達→95%を3営業日、99% を4営業日以内に緩和等）を閣議決定。現 在議会で審議中。	・2023年6月に政府とラ・ポストで2023- 2027の「4公共サービス契約」を締結し補償 金獲得。

1米ドル=155円、1ポンド=200円、1ユーロ=170円で換算

FMMC主要国郵政関連情報等を基に総務省作成

- 「2IPD(Integrated Index for Postal Development／郵便業務発展指数)」は、2017年から万国郵便連合(UPU)が公表を開始した指数のことで、世界の各郵便事業者(郵便ネットワーク)が社会・経済に果たす役割を4つの要素(信頼性(reliability)、サービスへのアクセス性(reach)、社会への適合性(relevance)、弾力性(resilience))について計測・数値化し、順位づけしたものの。
- UPUは毎年10月上旬(10月8日は「世界郵便デー」)に、上位に位置づけられた加盟国を表彰している。
- 2023年においては、日本の郵便品質が世界最高水準と認められ最優秀賞を受賞。

## これまでの各国の順位

順位	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年		2023年	
1	スイス	スイス	スイス	スイス	スイス	最高水準	スイス ドイツ オーストリア フランス <b>日本</b> 中国	最高水準	スイス オーストリア ドイツ <b>日本</b> フランス
2	フランス	オランダ	オランダ	オーストリア	ドイツ				
3	<b>日本</b>	<b>日本</b>	ドイツ	ドイツ	オーストリア				
4	オランダ	ドイツ	<b>日本</b>	オランダ	<b>日本</b>				
5	ドイツ	フランス	フランス	<b>日本</b>	フランス				
6	英国	ポーランド	オーストリア	フランス	オランダ				
7	ポーランド	シンガポール	英国	米国	米国				
8	シンガポール	米国	米国	英国	英国				
9	中国	英国	カナダ	カナダ	カナダ				
10	オーストリア	オーストリア	ニュージーランド	シンガポール	シンガポール				

(注)UPUは、2021年までは単純に順位づけを公表し上位国を表彰していたが、2022年から、全体を10のランクに分け、最高ランクの10に位置する国を最高水準国グループとして表彰する形となっている。